二　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の電気工学に関する学科（以下「関係学科」という。）において、教育施設の科目が、次号に掲げるすべての要件を満たしていること

イ　別表第二に掲げる授業内容とし、かつ、当該科目の単位数を別表第二に掲げる教育施設の種類及び科目区分に従い、同表に掲げる単位数以上開設していること

ロ　別表第二に掲げる教育施設の種類及び科目区分（５を除く。）に従った科目の単位数の二分の一以上を、別表第二の第一欄に掲げる授業内容としていること

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（同法第一条による学校及び同法第百二十四条による専修学校をいう。以下同じ。）以外の教育施設における関係学科の教員については、教育施設の種類に従い、関係学科に関して、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）若しくは専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による教員の資格を有する者又は教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）により授与された高等学校の教員の免許状を有する者と同等以上の専門分野における経歴、技能又は知識を有する者を、別表第四に従い配置していること

四　別表第五に掲げる実験設備及び実習設備（以下「実験設備等」という。）については、当該実験設備等を使用する関係学科の生徒数又は学生数等に応じ、適切に実験又は実習を行うために必要な数を設置していること

第11条　前条第二号の単位数の計算方法は、学校教育法による学校については、大学設置基準第二十一条第二項、短期大学設置基準第七条第二項、高等専門学校設置基準第十七条第三項、第四項若しくは第五十八条第一項又は高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款第二項（以下「大学設置基準等」という。）によるものとし、学校以外の教育施設については、教育施設の種類に応じ大学設置基準等を準用するものとする。

別表第一

入学資格、修業年限及び教育施設の内容

教育施設の種類 ／ 入学資格、修業年限、教育施設の内容	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設	
入学資格	高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者	高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者	中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者	高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者	中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
修業年限	４年以上	２年以上	５年以上	２年以上	３年以上
教育施設の内容	大学設置基準に適合しこれに準ずるもの又は大学卒業者と同等以上の学力を修得したと認められるもの（通信教育による課程を除く。）	短期大学設置基準に適合しこれに準ずるもので、短期大学卒業者と同等以上の学力を修得したと認められるもの（通信教育による課程を除く。）	高等専門学校設置基準に適合し、これに準ずるもので、高等専門学校卒業者と同等以上の学力を修得したと認められるもの（通信教育による課程を除く。）	高等学校教育（専門教育を主とする学科）卒業者と同等以上の学力を修得したと認められるもの（通信による課程を除く。）	高等学校設置基準に適合しこれに準ずるもので、高等学校卒業者と同等以上の学力を修得したと認められるもの（通信教育による課程を除く。）

別表第二

関係学科の科目区分に応じた科目の授業内容

科目区分	授業内容 第一欄	授業内容 第二欄
１．電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	電磁気学 電気回路 電気計測又は電子計測	電子回路 電子デバイス工学 システム基礎論 電気電子物性
２．発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	発電工学又は発電用原動機に関するもの 変電工学 送配電工学 電気法規 電気施設管理	高電圧工学 エネルギー変換工学 電力システム工学 放電工学 電気材料（絶縁材料を含むこと。） 技術者倫理
３．電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	電気機器学 パワーエレクトロニクス 自動制御又は制御工学	電気応用 メカトロニクス 電気光変換 情報伝送及び処理 電子計算機 省エネルギー
４．電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	電気基礎実験 電気応用実験	電気実習 電子実験 電子実習
５．電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの		電気機器設計 電気製図 自動設計製図（ＣＡＤ） 電子回路設計 電子製図